

第 2 4 号議案

J R 馬堀駅前、J R 並河駅前及び J R 千代川駅前
自転車等駐車場に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日提出

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
J R 馬堀駅前自転車等駐車場
J R 並河駅前自転車等駐車場
J R 千代川駅前自転車等駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称
亀岡軽車両管理協同組合
- 3 指定の期間
平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで